

ごみを減らそう!!

1991

2001年10月13日 12月21日 金曜日

不法投棄防止対策 市が推進

市は、不法投棄防止対策として、市内各所に「不法投棄防止ステーション」を設置し、市民の協力を呼びかけている。このステーションには、ゴミの分別方法や、不法投棄の防止方法などが掲載されている。また、市民が不法投棄の現場を発見した場合、このステーションに連絡すると、市が迅速に対応する仕組みとなっている。

プランター 20カ所に設置

伏見まち美化事務所



住民と連携目指す

管理など協力呼びかけ

伏見まち美化事務所は、市内各所に「不法投棄防止ステーション」を設置し、市民の協力を呼びかけている。このステーションには、ゴミの分別方法や、不法投棄の防止方法などが掲載されている。また、市民が不法投棄の現場を発見した場合、このステーションに連絡すると、市が迅速に対応する仕組みとなっている。

不法投棄防止へ環境づくり

不法投棄防止対策として、市内各所に「不法投棄防止ステーション」を設置し、市民の協力を呼びかけている。このステーションには、ゴミの分別方法や、不法投棄の防止方法などが掲載されている。また、市民が不法投棄の現場を発見した場合、このステーションに連絡すると、市が迅速に対応する仕組みとなっている。



夜間の不法投棄 タクシードライバーが監視

京都市が
協力要請

有力情報に謝礼

京都市は、夜間の不法投棄防止対策として、タクシードライバーに協力を要請している。タクシードライバーは、夜間の街を走行する際に、不法投棄の現場を発見しやすい。市は、このような貴重な情報を提供してくれたドライバーに対して、謝礼を支払うとしている。

創立10年の記念演奏会
あけのまわり見学会明日

gomi情報最前線

街中や山中に捨てられている家電製品や自転車など。人目を避けて横行する不法投棄に業を煮やしている方も多いのではないかと。闇夜に紛れての投棄が多いせいか摘発は難しい。

景観を著しく損なうこの行為を監視するシステムが新たにスタートした。深夜である、道路を行き交うトラックやトラック。運行中に不法投棄の現場を目撃してもある。それをすくさま市に通報してもらおうという仕組みだ。捨てて来た車のナンバーや投棄者が確定できた時は、通報者に報奨金が与えられる。夜だから、田畑や工場地帯だから、誰も見ていない。そんな考えはもう通用しない。今、すれ違ったタクシーに見られ、もう通報されたかもしれないのだ。

市と業界の連携によるこの通報システムが始まったのは01年10月。京都を美しくいまちにしよ」というスローガンのもとに成立した市環境美化事業団、市美化推進協会の発案で、旅客業界に協力を要請した。京都市内を走るタクシーは、8518台つまり1万7036の目が光ることになる。道路を行き交う目が不法投棄を許さない。厳しい監視の目となることを期待したい。

(※タクシー運行台数は平成13年11月現在)

国土交通省近畿運輸局京都府支局

不法投棄。 このやっかいなごみ。

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）第16条には、ごみの投棄が禁じられている。見つければ、罰則が適用され、5年以下の懲役もしくは、1000万円以下の罰金、また廃棄物を投棄した法人の場合、1億円以下の罰金に処せられるという（99年10月改正、第25条、第32条）。だが、現実には不法投棄はなくなる。道端にはテレビが捨てられ、山中には建築廃材が山積みになされたりする。

今回は、家電リサイクル法施行以降、気がかりな不法投棄に関わる動きを追った。



まち美化に努めている京都市だが…

道端に投げ捨てられた空き缶、公園の片隅に置かれたふとん、家具、家電製品、空き地や山間に積まれた建築廃材、タイヤ等々。きちんと処理されないまま、歩勝手に放り出された廃棄物が、まちや自然の風景の美観をぶち壊している。

観光客の多い京都市は、まちの美観を守るため、また市民からの声もあって早くから不法投棄対策に取組んできた。

京都市が全国に先駆け「空き缶条例」を制定したのは82年4月。この条例により、飲料容器メーカー、販売業界、観光関連団体などの関係事業者と京都市とで構成される京都市環境美化事業団が設立され、観光地、行業地を中心に散乱ごみ対策が推進されてきた。

しかし、繁華街、駅周辺で、タバコの吸殻、容器包装材、チラシなどの散乱ごみが新たな課題として浮上したため、97年9月「美化推進条例」が制定され、たばこ店、コンビニ、ファストフード店などで構成される京都市美化推進協会が発足された。

また、市が管理する道路、公園、河川等の総合的な不法投棄対策として、97年5月に、市の関係機関で構成する不法投棄撲滅対策プロジェクトチームを設置し、不法投棄多発地に関する情報収集、撤去体制の確保、再発防止策の検討などに取組み、大規模な多発地の解消など、一定の成果を上げてきた。

横のつながりで目を光らせることに

01年4月家電リサイクル法が施行され、不法投棄への積極的な取組が求められるなか、京都市では不法投棄多発地等での首善路廃パトロールの実施や監視パトロールの強化を行うとともに、新たに、不法投棄撲滅対策プロジェクトチームの取組として夜間監視パトロールを実施し、取組の強化と抑止効果の向上を図ってきた。

さらに、まちの美化は「まちづくりの基本」であるとの認識のもとに、4月から、市長を本部長とする「京都市美しいまちづくり推進本部」を設置し、まちの美化を推進する上で、ものもの一掃に向け、京都市が一丸となった取組を推進するとともに、7月には、散乱ごみ、不法投棄、違法駐車、放置自転車、違反広告などの関係団体により構成する、緩やかなネットワーク組織「美しいまちづくりネットワーク」を設置し、市民、事業者、行政が一体となった、より一層多面的、横断的な取組を推進していく。

さらに01年10月、タクシー、トラック、バスなど旅客関係業界との連携で不法投棄を監視しようとする新たな監視体制を組む。運転手が運転中に目撃した際に、市へ通報する仕組みで、有力情報が寄せられ、不法投棄した者が特定できた場合は警察制度で運用されることになる。不法な排出は夜間にも多いため、この連携による監視が不法投棄の抑制につながるものと期待されている。

不法投棄が常習化している場所も

12月のある朝、ボランティア美化活動で集めたごみの集積場所に、便所した不法投棄が常習化していることに、現場に向かった。場所は、葛野大路三条下ル（石原区）。地域の方々が道路や公園などを清掃され集められたごみの横には、確かに自転車とビーター、ポリタンクが捨てられていた。「ここへ捨てた



葛野大路三条下ルにて。

ら収集車を要らへんしな」と、山ノ内地域ごみ処理推進会議の近藤会長は声をあげる。まさしく不法投棄は、まち美化に協力するボランティアの方々の善意を踏みにじる行為だ。捨てられたごみの前に立っている、回収車が来て車に乗せて去っていった。この回収車は、「財」環境事業協会の軽トラック。ごみは市の環境美化センター（大宮十番）に運び込まれ、整理された後、近くのクリーンセンターに運び込まれていく。

不法に投棄されたごみは、京都市では、小さなごみ、少量のごみは（財）環境事業協会が回収し、大型や多量になると市の環境美化センターが回収を受け持つことが多いという。美化センターでは、ごみに応じてセンター、トラックなどを現場に向かわせるという。（表）

	9 11 トン	1 1 0 0 件
H 10年	9 1 1 トン	1 1 0 0 件
11年	8 0 2 トン	2 0 0 8 件
12年	8 2 3 トン	2 5 3 9 件

なお、回収された廃棄物はタイヤ、バッテリーなど、有害なものはそがれる。鉄はリサイクルに回される。1回あたりの量が減り、件数が増えている。

産業廃棄物も監視を強化

一方、産業廃棄物の不法投棄に対しては、京都府及び京都市が99年8月より監視を強化し、さらに「京都府環境犯罪対策協議会」の取組により、同年8月から環境パトロール隊が設置され、監視を強化している。

京都市環境局（環境保全全部環境指針課、事業部産業物指針課）と各区役所の係員、京都府警察本部市域管内の15警察署によるパトロール隊は、不法投棄を含め広く環境犯罪に対して取組んでおり、すでに伏見区内において、基準の2.5倍を超える鉛を含有する汚濁水が公共水域に排出していた工場を合同調査し検挙している。

これら、不法投棄は最終的にはそれぞれの事業者の管理者の責任において処理されるが、

周辺環境に与える影響が著しく大きな場合などについては行政責任に置いては色町町村ごとに税金で処理されることもある。（表2）

表2：活動状況（平成12年度までのもの）

	H.11年度	H.12年度
産業物関係事業	4件	6件
うち無許可処分業等	2件	1件
うち堆積	2件	2件
うち野外焼却	1件	3件
うち不法投棄	1件	1件
水質汚濁事業	1件	7件
その他	1件	2件

府民参加で監視し、効果をあげる

環境局は、01年5月不法投棄の行政処分が自治体ごとにはらつきがあるため、統一基準を設け、各自自治体に指針と示した。事業停止、許可停止を含む内容で連携による発見も強化するものとしている。

京都市では、これに先立ち4月、「不法投棄等特別対策本部」を設け取り締まりに乗り出していった。府内の拠点である保健所に不法投棄監視員を配置し、休日監視を実施。産業廃棄物の検察などに成果を上げている。防止体制としては夜間監視カメラを導入し、要領なケースの監視に効果を上げている。

また、府民、産業界、行政が一体となって不法投棄を撲滅するために取り組む。不法投



登壇。東京都府民会議を結成し、「不法投棄を府民一人ひとりがしない、させない、許さない」の機運を広げようとのアピールを採択した。この取組を受け、地域における府民運動の推進も積極的で舞鶴市や福知山市では街頭での呼びかけも行われるなど、地域での取組が広がってきている。

パトロール強化策を打ち出すだけあって、産業廃棄物の不法投棄現場の発見、立ち入り指導箇所とも増え続けている。

(表3)

表3：京都市内（京都市を除く）産業廃棄物の不法投棄等の立ち入り指導状況

	H10	11	12	13(9月末)
指導箇所数	197	305	501	412
延べ指導回数	605	1193	2343	1496

町内会と連携したり、住民参加で対策

家電リサイクル法施行後の不法投棄はどうか？今までそんなことはなかったのに、道路上に捨てられているTVなどを見かけることが増えていくなかだが。

半年が過ぎた01年11月、京都府は家電4品目の不法投棄状況を把握するため、府内44市町村を対象に調査を行った。(表4)

台数としては急増はしていないものの、各市町村では未然防止対策等に努め、中には郵便局、タクシー業界との連携での監視体制を組んだり、町内会など市民との連携による監視・通報体制を整備しているところもある。広い山林を有する和歌山は、山間や谷間に捨てられるケースがあるため、森林組合との連携による監視・通報体制を整備するなど、地域特性から発案された対策もある。

「家電だけでなく、建築廃材などの不法投棄は、地域で監視し意識を高めるのが最も有効な防止策」と不法投棄等特別対策室の森邦夫主任は、今後地域での監視強化を願っている。

表4 京都府における家電リサイクル法施行状況

家電4品目回収台数	1,586台
テレビ	781台
冷蔵庫	336台
洗濯機	257台
エアコン	212台

◆不法投棄を行うのはどのような者と考えるか？

- ①地域外の住民(33市町)
- ②他小売業者(12市町)
- ③廃棄物処理業者(6市町)

◆今後、家電4品目の不法投棄は増加するか？

- ①増加を懸念(33市町)
- ②現在と変わらない(9市町)
- ③減少に期待(2町)

急増する検挙数。市民の協力の成果か。

01年4月京都府警本部に「環境犯罪特別捜査隊（総称「工コ特捜隊」）が設置された。不法投棄の検挙数は00年中は36件34名だったが、01年中は99件94名と急増し、その手口も産業廃棄物の上に土をかぶせたり、深夜、早朝に運搬投棄するなど、ますます悪質、巧妙で広域化している。

行政指導を無視したり、家屋解体工事などで排出された産業廃棄物の不法投棄など悪質な事例を重点に関係機関、団体と連携し、取組を行っている。

不法投棄を防ぎ、なくすために。

不法投棄は、なぜ起こるのだろうか。どんなときに起こるのだろうか。

○廃棄物を適正に処理しない。ルールを無視して排出者の都合で勝手に捨てる。

○その土地の管理者が管理業務を怠ったため。

■捨てられる場所
道路上、公園、河川、山間部、畑畑、工場、空き地など

■捨てられるもの
家庭ごみ、産業廃棄物（とくに建築廃棄物、有害廃棄物）、車両、自転車等

不法投棄をなくすためには
どうすればいいのだろうか。

- 不法投棄への理解を深め、意識を高める。
- 不法投棄に目を光らせる。

市民・行政・企業による監視体制を整えることが、防止につながる。

○土地所有者など管理者にきちんと管理してもらいたい。

大切なのは、市民の意識とごみを捨てない、捨てさせない環境づくり、捨てさせないシステムづくりである。

市民の意識向上をはかり、不法投棄をなくしたい。

京都市では、毎年9月「まち美化市民総行動」を実施しているが、昨年の参加者は6200名と、前年を大きく上回った。これはまちの美化に対する市民の意識が向上している現れではなかろうか。

「罰則だけでは、人の心を強制することはできない。理解者を増やすことが大切」と市環境局まち美化推進課の矢島課長補佐は語る。その言葉通り、意識の高揚が不法投棄防止の鍵になることは間違いない。

大層生産、大層消費、大層廃棄時代から循環型社会へ。大きな時代のうねりが連んできた漂遊物のような不法投棄。

廃棄物の意識を高め、適切な処理法やシステムづくりへの啓蒙普及に努め、行政や警察に頼り切るのではなく、住民参加による地域独自の監視体制を進行して、不法投棄をゼロにしたい。



平成13年9月「まち美化市民総行動」に参加した人々（市環境局提供）



■参考

廃家電製品の不法投棄の状況について
平成13年11月30日環境省の調査より

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行後半年間、環境省は不法投棄台数の調査を行った。不法投棄に関するデータを有している274市区町村からの回答が発表されている。

自治体ごとの家電4品目の不法投棄の状況について
(4品目合計)

- ・増加した 157 (57.3%)
- ・変化がなかった 50 (18.2%)
- ・減少した 24.5%

内訳

エアコン	増加 79	変化なし 144	減少 49
テレビ	増加 135	変化なし 72	減少 46
冷蔵庫	増加 108	変化なし 102	減少 64
洗濯機	増加 106	変化なし 103	減少 64

274自治体全体

エアコン	1,695台
テレビ	6,824台
冷蔵庫	2,728台
洗濯機	2,041台
計	13,288台

※全国2078市区町村の不法投棄台数
(人口合計約11,038万人・総人口の87%)

エアコン	9,216台 (8.3台)
テレビ	28,673台 (26.0台)
冷蔵庫	12,527台 (11.3台)
洗濯機	9,441台 (8.6台)
計	59,857台

()内は、人口10万人あたりに換算した台数



平成13年度買い物袋持参・簡易包装推進キャンペーン

スーパ一の店頭で呼びかけ
11月20日(火)～12月20日(木)

例年、実施している全市キャンペーン事業「買い物袋持参・簡易包装推進キャンペーン」が、11月18日より実施される。期間中、京都市公設市場協同組合連合会、京都百貨店協会、京都生協、京都商店連盟、および日本チェーンストア協会関西支部の協力により、キャッチフレーズを「エコマークを入れたがスター」等を店頭に掲示し、をはじめ、新聞広告やチラシ等に掲載した。また、セルストロークによる誘導も重視し、全包装・簡易包装、ノー包装の使い分けや2つ以上の商品購入入者1つの袋にまとめる事を促した。



イズミヤ伏見店の店頭で



西友山科店の店頭で

見学会や実習も盛り込み 市民向けごみ減量実践講座

スタート

全市キャンペーン、地域活動支援実行委員会のワーキングメンバーにより企画が進められていた市民向け講座が開講され、「京都市の地球温暖化対策とごみ問題」と題する第1回講座が、10月26日に開かれた。参加者も大々増えた。

市環境部環境企画部地球温暖化政策課地球温暖化対策係長宇高昭臣氏が講演を行い、京都市の二酸化炭素排出量とごみ排出量の現状や、環境への負担の少ない持続可能なまちづくりなど幅広い内容の温暖化への理解を促した。

講演のあと、3班に分かれワークショップを行い、身近にできるごみ減量についてそれぞれ意見交換し、グループ毎のまとめを発表して講座を終了した。

第2回は12月7日(金)午後、施設見学「エコランド普田の社」(東部山間型立地分地)が行われた。参加者約40名が、自然を切り開いた広大な施設を見学した。約4500立方メートルの埋立容量を持つが、2015年で満杯になる。

第3回は英語で「エコクッキング」(食から環境)

第1回市民向けごみ減量実践講座の後のワークショップ



第2回市民向けごみ減量実践講座「エコランドの社」を見学

事業化委員会で「ごみ推奨袋」の販売を検討中

かねより話題になっていた、事業化ごみ袋の作製。去る10月13日の事業化委員会でも、話が進められ、販売に向けて具体的に動き出した。

事業化のごみは、黒色の袋で出されるのが少なくない。中身の見える袋ではごみの抑制は不可解。そこで、ごみ減量を狙って中身の見える乳白色のごみ袋を作製しようという目的で、2月中の販売を予定しているが、増え続ける事業化ごみの抑制策としての期待は大い。

地域活動支援実行委員会で 活発に意見交換 (10月29日午後)

使用済びん・ペットボトルの回収を中心に働きかけている地域活動支援実行委員会の会議が開かれ、新竹(副副会長)元町(岡本会長)、上原茂(井上会長)、黒澤(井上会長)、高橋(ごみ減量推進会議)の報告や、ごみ減量推進会議の取組事例の報告についてなど話し合われた。

谷藤純策・谷藤孝氏より市場の存続させたいとされる古紙の現状についての話もあった。

その他、近藤林吉氏(山ノ内地域ごみ減量推進会議)会長)や池崎孝氏(宇多野ごみ減量推進会議)より、不法投棄への苦情などの発言があった。

エコロジーセンター開設に向けて ごみ減量推進会議のプロジェクト がスタート

平成14年4月開設される京都市環境学習・エコロジーセンター（仮）へは、京都市ごみ減量推進会議もまだまなかなたで参考面となることになる。開設後、どう運営に関わるのか、専用の部屋はどうなるのかなどが懸案となり、会長、実行委員会の各委員長によるプロジェクトチームが作られ話し合いが進められている。すでに2回にわたり会議が開かれ、運営委員会への参画などが検討されている。次回は、1月23日開催予定。

リターナブルプラスチック研究会が 研究成果を発表

平成12年よりチームを作り、調査研究を重ねてきたリターナブルプラスチック研究会の報告書が、このほどまとまった。62頁にわたりリターナブルプラスチック容器の実現への可能性を詳細に探った内容で、地球環境基金の助成を受け、ユニバーサルユース研究会（山本みか代表）が作製した。なお、この研究は、14年2月26日（木）報告会にて紹介される。会費等も、詳しくは後日発表。



エコロジーはエコノミー ごみ減量実践講座5回連続で開講中

昨年度、5回にわたって開講、企業を中心に各方面からの参加を得たごみ減量実践講座。今年度も新たなテーマで企画、すでに3回の講座を終了した。

第1回は「京都市はごみをどう処理しています」をテーマに、環境局事業部廃棄物指導課課長補佐五十高邦夫氏が講演（9月20日）。産業廃棄物の現状や循環型社会形成のための法体系などについて話した。第2回は「食品リサイクル法、すぐにも始められる取り組み」というテーマで、今井光夫氏（全大阪魚肉蛋白事業協同組合事務局長）と池田由起氏（ソネ、ソノフ環境研究所）によるごみのコンポスト化、飼料化などについての講演があった。第3回は「紙ごみを取り組む事業者たち」というテーマで、森本啓一氏、鈴木富一氏の講演があった。



エコロジーはエコノミー—2001第1回講演講師



第2回講演者の講師今井氏



4回以降は、左記の予定で開催される。
第4回「出揃った循環型法体系とその後」のテーマで、ドイツの法律の骨子などについて林鶴生氏が話し、日本との違いを語る。
（1月16日（水）午後1時30分〜4時開講）
第5回は「ごみ減らして商店街の活性化」と名付けたテーマで山本幸太郎氏（公益社団法人・新大門商店街・山一カーテン店主）が3月12日（水）午後、リサイクルを経営した商店街活性化について語る。
また平成14年2月20日は見学会を予定。今話題の大阪府舞洲（まいしず）ごみ処理施設、環境学習センター生きた地球館なども参観して回る。
詳しくは、ごみ減量推進会議事務局へ。

～みんなで考えてみよう 京都の産業廃棄物問題～

「環境フォーラムきょうと」平成14年2月2日(土) 13:30～17:00開催・入場無料
会場/京都市北文化会館(地下鉄北大路駅 キタオオジタウン内)

平成12年度上演され、大好評を博した舞台劇「青空のピコ」。その続編ともいえる「責任者でてこい!」が、近く上演される。劇団往来によるユーモア劇で産業廃棄物問題に鋭く迫ります。また、第一部では市民、事業者、処理業者などがそれぞれの立場でスピーチいただく「産廃問題これだけは言いたい!」も実施します。

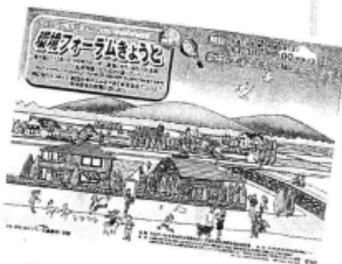
「環境フォーラムきょうと」

- | | | |
|-----|----------------------------|---------|
| 第1部 | 5分間スピーチ
産廃問題 これだけは言いたい! | 13時30分～ |
| 第2部 | ユーモア劇
「責任者でてこい!」劇団往来公演 | 14時30分～ |

【参加者募集中】

参加希望者は郵便またはファックスで①氏名②住所または連絡先③電話番号、FAX番号を記入の上、京都市産業廃棄物連絡協議会事務局へ。
TEL: 213-0927 FAX: 221-6550
email hic@city.kyoto.jp

申込状況は廃棄物指導課HPへ <http://www.city.kyoto.jp/kankyosansai/>



ごあんない

京都・環境マネジメントシステム・スタンダード(KES)について

地球温暖化などの環境問題が深刻化する中、今や環境問題への対応が企業経営を左右する時代となっています。しかし、中小企業では、費用や人員などが障害となり、環境問題への取組が進んでいません。市民・事業者と京都市でつくる環境まちづくり組織「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」では、中小企業にも取り組みやすく、しかも低コストで挑戦できる環境マネジメントシステムである「KES」の認証事業を行っています。



取り組みやすい2つのステップ

- ステップ1
環境問題に取り組み始めた段階を想定したもので、まず自分達の事業活動により生じる環境負荷を把握してもらい、次に環境宣言を行います。そして、目標、計画を立てて実行し最高責任者が評価します。
- ステップ2
将来ISO14001の認証取得を目標に取り組み事業者を対象に、ISO14001とほぼ同じ取組を行います。

審査と認証

京のアジェンダ21フォーラムではKES認証事業部を設置しており、事業部に登録された審査員が審査を行います。審査には、書類審査と本審査があります。認証の有効期間は1年間で、1年ごとに確認審査を受けて更新します。

認証の状況

平成13年11月末現在、ステップ1が37件、ステップ2が10件、合計47件が認証を受けています。現在のところ製造業が中心ですが、サービス業や流通業など、様々な業種へ広がっております。

構築講座を開催

KES認証事業部では、1～2カ月に1回、KESの取組方法などを解説する構築講座を開催しているほか、相談助営業も行っていきます。また、規格とは別に取組の手順等を説明した「構築の手引き」なども用意しています。



第1回目の認証の際には認証登録証授与式が行われた。



●お問い合わせ
京のアジェンダ21フォーラムKES認証事業部
TEL/FAX:075-323-6666
E-mail:kesma21@mbox.kyoto-inet.or.jp
URL://web.kyoto-inet.or.jp/org/ma21f/kes/kes.html

ナチュラルステップの理念に共感

(株)ワコール総務部環境担当課長 井上雅由 (京都府こみ減量推進会議・広報活動実行委員)

地球環境問題は複雑でその範囲が広いために全体を捉えた議論に進まずに総合的な対策までには至っていないのが現状。我々がどこへ向かっていけば良いのか？ 今の世代の人々、将来の人々も安全に暮らせる「持続可能な社会」とは？ という方向性が見えないことが原因として考えられます。

環境先進国のひとつスウェーデンで生まれ、現在世界10数カ国の自治体や企業において環境教育の分野で活躍し、成果を上げている環境NPOの「ナチュラルステップ」は、「持続可能な社会」を「4つのシステム条件」で定義しています。

「ナチュラルステップ・ジャパン」が開催した講習会へ参加し、「ナチュラルステップ」のフレームワークを学びましたのでその概要を以下にご紹介いたします。環境問題を考え行動する際に参考にさせていただければ幸いです。

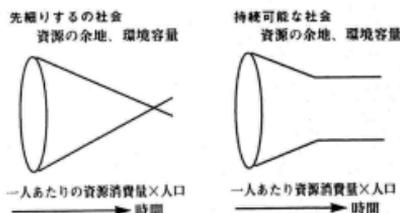
「ナチュラルステップ」のフレームワーク

環境問題を漏斗の壁として捉え、最終的な到達目標である「持続可能な社会」が満たすべき原則を「4つのシステム条件」によってまず明確に定義して対策を進める、バックキャストという手法を提唱しています。持続可能性の原理原則を支える理論的基礎である熱力学の法則の解説は省略しますが、「ナチュラルステップ」のフレームワークは科学的に構築されています。

◆ 漏斗(ろうと)の壁: Funnel

今、私たちの社会経済は、資源の上でも、環境の面でも、選択肢が狭れ先細りとなっていくファネル(漏斗)に向かって機関車のように突っ走っています。

地球の自然界と人間社会における循環原則に則り長期的な展望にたった環境対策を講じて、はじめて、このファネルの壁にぶつかることなく持続的な発展を維持していくことが可能になります。



※環境容量＝資源の利用や消費活動、そして環境汚染が得られなくなった世界の人々に公平に許される利用許容量として算定されたのが「環境容量」(エコスペース)です。

◆ バックキャスト手法: Backcasting

環境対策をいうと、「今できることから」といった進み方をすることが少なくありません。(現在の状態から前を見るフォアキャストと呼ばれる手法に基づいた考え方)

しかし、この方法では最終的に到達すべき明確な目標を持たないままに前へ進み、環境対策に投じた費用、努力、そして貴重な時間のかなりの部分を結果的に浪費することにもなりかねません。

これに対して、ナチュラル・ステップが提唱するのはバックキャストという手法です。これは最終的な到達目標である「持続可能な社会」が満たすべき原則を「4つのシステム条件」によってまず明確に定義し、環境対策を考える際に常にその対策の妥当性・方向性を検証するコンパスを持ちながら進んでいく方法です。

このバックキャスト手法によって環境対策を押し進めることにより、無駄のない速やかなステップアップをはかることを目指します。

◆ 4つのシステム条件: The System Conditions

環境問題の議論では、しばしば意見の不一致のみが表面化して、実際何についてなら皆の意見が一致するのかが明らかになりにくい傾向があります。

ナチュラル・ステップは「削減しないシンプル化」という自然科学的な対話を通して、その難しい問題乗り越えようとして活動しています。「シンプル化」とは、問題になっている部分を個々に分析し始めるのではなく、まず、自然環境と人間社会の双方に適用できる総論的で妥協が不可能なルールを明確にするという意味です。一方で「削減しない」という意味は、シンプル化する際に、問題の複雑さや難しさを削減したり無視したりしないという意味です。総論的な原則が理解できると、あらゆる局面において基礎のしっかりした長期的な決定を下すことができます。

ナチュラル・ステップでは、自然環境と人間社会双方を含めた「持続可能な社会システム」: 総論的な原則を以下の4つのシステム条件に集約して提言を行っています。

1) 地層から取り出した物質が、生物圏の中で増え続けぬ。

鉱物は地層のなかにくっついたプロセスで定義されていますが、それに相当する以上の石油・石炭・金属・リンなどの鉱物を掘り出さないということです。企業や自治体にとってこの条件が意味することは、製造や消費のすべてのプロセスにおいて、計画的なスクラップと再生可能な資源を原料として利用するという変革です。

2) 人工的に作られた物質が、生物圏の中で増え続けぬ。

社会が生産したもののすべて、すなわち望ましい製品も、排煙汚染や下水のように望ましくないものも含めて、社会の活動による循環あるいは自然の循環によって新しい資源として再生されるペース内で生産・排出することです。そのためには資源の利用を極力節約し、PCBやフロン、塩素パラフィンのような生分解しにくく自然にとって貴重な物質はすべて除去しなくてはなりません。

3) 自然の循環と多様性が守られる。

アスファルト化、砂漠化、塩化、耕地の侵食などの人為的な原因による土壌循環の不毛化を止めることです。企業としては、できる限り土地面積を効率よく利用し、企業自身の恒久基礎施設に対する必要度の吟味を始めとして、開発によって生産性のある緑地に与える影響を考慮することが必要になります。

4) 人々の基本的なニーズを満たすために、資源が公平かつ社会的に使われる。

社会が資源を利用するに際して条件1)から3)に取めるためには、真実に資源節約という精神で効率的かつ公平に利用しなければならぬということです。そのためには社会のあらゆる局面において、人間のニーズを満たし、かつ資源を節約するもっと洗練された方法・技術を求める努力をしなくてはなりません。同時に富める国と貧しい国の不公平な資源配分も避けるべきです。

特定非営利活動法人(NPO) ナチュラルステップ・ジャパン
〒102-0076 東京都千代田区五番町12-11 泉館五番町4F スカンジナビア政府観光局内
Tel. 03-5212-1528 Fax. 03-5212-1122
E-Mail: secretariat@tnsj.org http://www.tnsj.org/tnsj/tnsjdata/fo1.htm

これでは不法投棄はなくならない？

～京都府内の市町村に聞きました～

京都消費者団体連絡協議会「家電リサイクル」プロジェクトチームの調査より

■調査の目的

2001年4月から、循環型社会の構築をめざして、家電リサイクル法が施行された。法施行にあたり、自治体がどのような対応を行い、その実施過程において、どのような問題点を把握しているかを整理することによって、こんごの家電リサイクルのあり方を考えるうえでの基本的な方向を見出すことを目的とした。法施行に先立ち、行政、松下・日立家電グループや電機商業組合の参画により同協議会が行った、ワークショップ「循環型社会をめざす家電リサイクル法実施を前に」では、本当にリサイクルできるのか？これでは不法投棄はなくならないのではないか？という声が上がっていた。

5月下旬、同協議会は京都府内の46の自治体にアンケート用紙を送付。9市、16町、1村からの回答を得た。

<市>京都市、福知山市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市(9)

<町>久御山町、井手町、山城町、笠置町、和束町、八木町、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町(16)

<村>南山村

Q これまで家電4品目について、どのような扱いをしていましたか？

- | | |
|------------------|----|
| ① 大型ごみとして無料で回収 | 9 |
| ② 大型ごみとして有料で回収 | 14 |
| ③ 自治体としては関与していない | 3 |

Q 法施行後、家電4品目の扱いをどのようにしていますか？

- | | |
|---|----|
| ① 小売店ルートによる回収を基本にし、自治体としては全く関与していない | 10 |
| ② 小売店ルートによる回収を基本にしているが、やむをえない場合、自治体として引き取るしきみをもっている。
その場合すべてが、あらたな料金を決めた。法施行前に比べて市民の負担はかかなり増えている(13) | 13 |
| ③ 自治体として独自の回収・リサイクルシステムをつくった
船井郡5町、北粟田郡2町でつくる船井郡衛生管理組合で一般廃棄物として収集、リサイクル処理を行う | 1 |

Q 今回の対応策として家電4品目以外の大型ごみの収集方式を変えましたか？

- | | |
|--|----|
| ① 従来と同じ | 22 |
| ② 変えた
(これまで無料であったが、有料化) | 3 |
| ③ その他(ストックヤードの提供)
(小売業者と協議して指定引き取り場所へ搬送する一時的貯留するため) | 3 |

Q 消費者の中には、リサイクル料金を製品代金とともに前払いにすべきだという意見がありますが、どうお考えでしょうか。今回の家電リサイクル法が求めているようにごみとして排出する時点で、リサイクル料金を負担するという方法のままでいいのでしょうか？

- | | |
|--|----|
| ① 前払い方式にすべきだ
(購入時の製品代金に含むべき) | 23 |
| ② 不明
(ほとんどの自治体が前払い方式を求めている。その理由は、不法投棄に自治体に対応できない。製造者がもっと責任を持つべきだという意見が大半) | 3 |

あなたの意見をお寄せください

このページは、ごみに関する自由発言コーナーです。どなたでもどんなご意見を歓迎します。京都市ごみ減量推進会議までどうぞ。

T604-8571 京都市中京区寺町御池
京都市環境局環境企画部
循環型社会推進課内
京都市ごみ減量推進会議事務局

☎ 075-257-5053 ㊟ 075-213-0453
E-mail gomigenin@mbx.kyoto-inet.or.jp
URL http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gomigenin/index.html

京都市ごみ減量推進会議 会報「ごみを減らすろう」NO.18
2002年(平成14年)1月発行
編集発行 京都市ごみ減量推進会議

エコペーパー100(新聞古紙100%再生紙、白粉60%)を用い、大豆インクで印刷しています。

その他 家電リサイクル法見直しにあたっての問題点

- ①指定引き取り場所の増設とA・Bグループ相互乗入れ
 - ②不法投棄分のメーカー回収。もしくは回収・リサイクル費用のメーカー負担
 - ③義務外品の取り扱い方法についてすべて小売店回収とする
 - ④保証書の一部変更し、マニフェストと兼用し、排出者を特定できるようにする
 - ⑤リサイクル券購入等手続きの簡素化
 - ⑥リサイクル料金や収集運搬料金の額の見直し
 - ⑦生活困窮者へのリサイクル料金等の減額
- などの回答がありました。

また、宮津市、亀岡市、城陽市、京田辺市、井手町などは自治体にて無料扱いで収集していたが、現在は京都市、宇治市、城陽市など、共に自治体として有料で回収するシステムを新たに導入したとされている。